

第42回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成24年9月25日（火）

午前10時00分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 江川 幸男	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 森川 亦	25 白金 英子
26 細川 幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	30 濱田 平八郎
31 北湯口 進				

欠席届出 20番 菊池 一勇 委員

無断欠席 なし

遅刻者 26番 細川 幸男 委員

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、菊池徳明事務局次長、磯谷洋子農地係長

関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農業委員活動整理カード（平成24年4月1日現在）の登録に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第4 議案第36号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

日程第5 議案第37号 耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地判定について

日程第6 議案第38号 遠野市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領等の制定について

6 協議事項

協議第1号 平成24年度遠野市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）の実施について

7 その他

8 閉会

議 長	<p>(午前10時3分)</p> <p>おはようございます。お忙しいところ大変ご苦労さまでございます。年明けからの異常気象ということで、心配したのですが、好天に恵まれて、実りの多い秋を迎えたということでまずは一安心というところでございます。</p> <p>今日は総会ということで、たくさんの協議事項がございます。どうぞご忌憚のない意見をよろしくお願いします。</p> <p>それでは第42回遠野市農業委員会総会を開会いたします。本日の議案は追加議案を含め5件、協議事項が1件であります。慎重にご審議を願います。</p>
議 長	<p><b>【開 会】</b></p> <p>本日の出席委員は、31名中29名であります。遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立します。欠席の届出は、20番 菊池一勇委員。なお、26番 細川幸男委員が遅れております。</p>
議 長	<p><b>【農業委員会憲章朗唱】</b></p> <p>議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を、21番 古屋敷徳夫委員にお願い致します。</p>
議 長	<p><b>【事務事業報告】</b></p> <p>次に、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。 (以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>次に報告第1号、農業委員活動整理カード(平成24年4月1日現在)の登録に係る専決処分について、事務局から報告いたさせます。</p>
事 務 局 次 長	<p>はい、報告第1号について説明します。 (以下「農業委員活動整理カード(平成24年4月1日現在)の登録について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>次に報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分について、事務局から報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、報告第2号について説明します。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、報告第3号について説明します。 (以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p><b>【議事日程】</b></p> <p>これより本日の議事日程に入ります。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に22番 齋藤春夫委員、23番 奥寺晴夫委員、会議</p>

議 長	書記に事務局 磯谷洋子君を指名いたします。 次に、議事参与の制限についてです。議案に係る委員は発言をご遠慮願います。 農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。
農 地 係 長	第42回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 (以下「第42回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略)
議 長	【日程第2】 日程第2、議案第34号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農 地 係 長	はい、議案第34号について説明いたします。 1番、受人、●●町、●●●●。渡人、●●町、●●●●。●●町、4筆 9,146㎡。 親子間の贈与となります。渡人が高齢となったことから、後継者に譲り渡すものです。 2番、受人、●●町、●●●●。渡人、●●町、●●●●。●●町、7筆、3,729㎡。 渡人は、相続により農地取得したもので、耕作できないことから要請し売り渡すものであります。 3番、受人、●●町、●●●●。渡人、●●町、●●●●。●●町 548㎡。 渡人は高齢となり、耕作できないことから要請し売り渡すものであります。2番3番の渡人は親子であります。筆は合計で8筆になっておりますが、実際は1枚の田んぼであり、受人の住宅のすぐ前に位置しているものであります。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。以上です。
議 長	ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町をお願いします。
6 番 委 員	はい、6番。委員4人でもって、周辺農家等への支障がない旨確認いたしました。2番3番の案件でございます。
議 長	はい。現地確認の結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。なお、発言する際は、議席番号を述べてから願います。 質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第34号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第34号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第3】 日程第3、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農 地 係 長	はい。議案第35号について説明いたします。 1番、譲受人、●●市、●●●●。譲渡人、●●町、●●●●。●●町、9,275㎡。 譲受人は、岩手県が発注している農地等災害復旧事業により、東日本大震災で被災し



	<p>め、一時転用するものであります。</p> <p>採取に伴い、保安距離を確保し、防護柵を設置し掘削する計画であり、周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>位置は、●●●●から北へ60メートルほどのところで、農業振興地域内にある農用地です。農業振興地域内にある農用地は原則不許可ですが、一時転用であり、事業終了後速やかに農地に復元する計画であり、転用に問題はないと考えます。</p> <p>8番、譲受人、●●町、●●●●。譲渡人、●●町、●●●●。●●町、369㎡。</p> <p>譲受人は、現在の住宅が老朽化していることから、自己住宅を建築するものです。</p> <p>申請地内の排水計画は浄化槽での処理を計画しており、周辺への影響はないと考えます。</p> <p>位置は、●●●●から北東へ20メートルほどのところで、畑、宅地、国道に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。</p> <p>●●町、●●町、●●町、●●町、●町、●●町の順をお願いします。まずは●●町をお願いします。</p>
29番委員	<p>はい、29番です。1番につきましては、若干傾斜地の草地畑地でありまして、表土20cmを剥いでその下30cm持っていくということで、現場を見るとむしろ水路の便が良くなるなど判断しまして、農地に与える影響は何もないなど、良いのではと判断しました。2番につきましては、農振地域外ということで、●●町になりますが、住宅地の中にあるということから、やむを得ないということで良いと判断しました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。次に、●●町をお願いします。</p>
13番委員	<p>はい、13番。3番でございますが、もともとこの田は遠野よりの300m位のところで、盛ったところなんです。実は譲渡人の息子が建設会社に勤めていまして、今から13、14年程前2mほど高くなっていて、そこを今回採取することで、見晴らしも良くなるし、現状も良く、都合が良くなると思います。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●町をお願いします。</p>
9番委員	<p>はい、9番です。それでは4番の現地確認について説明します。現地確認は農業委員2名と事務局3名で現地確認を行いました。先程事務局から説明がありましたとおり、農業振興地域であります。一時転用ということで、周辺農地への影響等の観点から現地を確認したわけですが、何ら問題はないという結論でございました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして●●町をお願いします。</p>
28番委員	<p>はい、28番。9月18日に局長外事務局2名、農業委員2名で現地を確認しました。先程事務局より詳しく説明があったとおり、田に与える影響はないと確認しましたので報告します。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして●●町をお願いします。</p>
14番委員	<p>14番です。6番の案件ですが、実はこれは一部事前着工されておりました。以前にここは砂利採取をしておりまして、以前に耕作者から作業委託を受けて、家畜の粗飼料をここで作っておりました。土づくりのために市内の牧場等から大量の堆肥を投入して、大型重機を使って土づくりをしておりました。そのために、常にそこにバックホーがあ</p>

	<p>る状態でしたので、事前着工した段階で事業が始まっていると、地元の農業委員として私達も気付きませんでしたので、ちょっと指摘するのが遅くなりました。私達の不備でした。申し訳ありません。事業者におかれましても、砂利採取においては一時転用が必要だとは承知していたわけですが、黒土採取に関して一時転用が必要との認識がなかったのと、県発注の工事で事前説明の段階で転用に関する説明がなかったので、必要ないと思って着工してしまったという次第です。指摘されてからすぐ顛末書を添えて申請されておりますので、特に悪質などところがあるわけではなかったもので、周辺への影響もないということで許可相当ということになっております。</p> <p>7番の案件につきましては、先月の総会において、許可相当といただいた隣接地です。そのために、出入りとか、排水に関しても特に問題はないことを現地確認いたしました。</p>
議 長	はい、ご苦労様でした。続きまして●●町お願いします。
6 番 委 員	6番です。8番の案件について、委員3人でもって周辺農地への支障がないことを確認しました。
議 長	ただいま現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。質問のある方は発言願います。
27 番 委 員	はい、27番。かなり黒土採取の部分の案件があるわけですが、先程の局長の経過報告で県南広域振興局との調整等の確認の形の中から、復興支援ですから、岩手県が事業主体となっているわけですから特に異論はないのですが、地域としての農地の黒土採取という形からみた場合、これだけ頻繁ですと1反歩100万円以上の形になっているわけで、それぞれ地域からは問題ないと報告されていますが、総体的な考え方について確認したいと思います。
議 長	はい、事務局答弁願います。全体的な考え方についてですね。
事 務 局 長	<p>はい。事務局の考え方というのは全くありません。たんたんとして事務的に進めるだけのことであります。従いまして、これが良いのか悪いのかということについては、この委員会総会で議論いただいて、意見を付して岩手県にあげるということになります。私共が広域振興局を訪問したのは、この黒土採取が、転用いわゆる申請業務に当たるのかどうかというのが一つの疑問点でありました。地主が、農地が悪くならない程度に提供する分については、農地所有者で判断するものなのかというふうなことも考えまして、どうしたらいいのかと、業者が来た時には、建設残土を捨てる時にも、遠野市農業委員会としては、届出とか許可とかいうのがないものですから、取ってもいいのかなあなどと話しもしておったんです。ただ、待てよと。1mも2mも取って、窪地にされたら、後で農地にならないと、その時農業委員会がどういう管理してきたんだと出ても困ることから、県南広域振興局担当者、許可権者の岩手県知事の指示を仰いだわけですが。結果砂利採取と同様の一時転用が必要だということになりました。従いまして、この間、かなり時間がかかりまして、業者からは、はかどらない、農業委員会がだめだということにお叱りをこうむりました。お叱りを受けたのですが、こういうふうになるのには、発注元であります岩手県が事前に県同士で、遠野の行政センターなりにこういうことがありますというような情報とその情報をもとに農業委員会へ相談があれば、もう少しスムーズにいったというように考えていますが、それがなくて、本当に担当を含め苦労をしたところでありました。その結果、岩手県として許可権者も岩手県、事業者も岩手県で岩手県同士でやってくれば良いのですが、許可権者の県南広域振興局ではすごく厳しい審査でありまして、凶面の書き方ひとつ、ものすごく厳しく、行政書士さんには何回も足を運んでいただき、ご迷惑をおかけしましたが、いろいろ苦情もございましたがなんとかこの議案まで持ちこんだというのが現状です。</p> <p>先程も申し上げましたとおり、取った後の農地が窪地になるとか、表土がなくなっただただ放置される、耕作放棄されるということは避けなければならないということ</p>

	<p>は、岩手県からも厳しく言われましたので、そのようにならないように審査をしてこの議案にあげたところであります。従いまして、表土は取るけれども、農地性は損なわれないというふうに考えております。</p> <p>ただ、先程14番委員からお話があった部分、事前着手については、委員もわからなかったと思うんです。建設残土を捨てていたようでありまして、これを持ち出ししていたというのとらえ方をしていたところが、これを被災地に持って行っていったと、業者も許可を取らなければならないことをわかっていなかったということがありましたので、きちんと工事中止をして、申請をしていただいたところであります。</p> <p>なお、岩手県も非常に反省していて、今後このような場合は事前に協議するということを大船渡の振興局からも話をされています。表土の持ち出しについては、平成24年度でほぼ完了、平成25年度からは牧場や山林から求めていこうという考え方も持っているようであります。答弁になったかどうか以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>私からも、一言述べたいと思います。事前着工については、その内容を聞けばまあそんなことなのかという形で、受け取るしかないのですけれども、今後、黒土に関してはさらに激しくなってくると思います。ですから、私達農業委員として、地域の現状を把握していただかなくちゃならないと思います。今までは、県の方からは何のくくりもなく全く自由な状況だったわけで、これではいけないということで、事務局からもあったように県でもいろいろ考えて、これからきちんとした形でいくんだろうと思いますが、たとえば砂利採取でもそうなんです、農業会議でもいつも問題になるんですが、たとえば、3年間の一時転用で、1町8反歩の砂利を採取するわけです。3年間、その1町8反歩の田んぼを全部休まなくちゃならないわけですよね。本当にこんなことで良いのか、じゃあ、1年間でやるとすると、本当に1年間で1町8反歩できるかというような問題が出てきているわけです。ですから、大きな面積で何年間も休ませる、この間に5反歩はできるが1町歩はもう1回作付けできるというような話も出てきているんです。そういったところも我々は、頭に入れていかななくてはならないと思います。今回の黒土とは違いますが、いずれ平成24年度で終わるということであれば、これからどんどん出てくるものと予想されます。我々はアンテナを高くして、変わった状況があれば行って確認という形とらないと、何をやっているんだということになりかねないので、十分心してかかっていたいただければと思います。</p>
<p>9 番 委 員</p>	<p>9番です。黒土採取の問題については、前回の総会でも発言しましたが、この黒土の採取に当たっては、事前に我々農業委員が現地を確認のうえ、許可している形になるわけですが、採取後の問題については、先程の局長の答弁あるいは会長のお話の中から、窪地になったりあるいは農地としての機能が十分に果たされない状況になる場合も当然考えられるわけですが、その採取後の点検というのが必要と思うわけです。その辺我々農業委員としても、やはり採取に当たっての許可する段階での現地確認だけではなく、採取後どのように整備されている、あるいは整地されているかその辺のチェックが必要になるんじゃないかと思うんです。これからますます件数が多くなってきた場合。ですから、その辺をはっきりしておく必要があるんじゃないかなと思っているわけですが、その辺の考え方はいかがなものですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局答弁願います。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>平成24年度の事業についてはこれから冬期間に入りますので、これで治まるのではないかと考えています。平成25年度につきましても、表土を提供する方でも大変なものですから、被災地では種山牧場などに求めるかなと議論しているようです。ですから、それほど平成25年度は増えないのかなと思っているところですが、来年度にならないとわからないところです。9番委員からご指摘のあったとおり、農地転用の場合は完了された場合は完了届を出すように義務付けられております。これには現況写真と届出がなされるのですが、写真ですと、高さ等が見えないということから、業者がどのように確認するのですかというのに、担当者が写真で良いという回答をしてしまった経緯がありま</p>



	<p>すが、いや写真ではだめだと、やはり現地に行ってみてこれで完璧に農地に復元されているという確認をしなければならぬと業者に伝えております。この黒土の採取に関しましては、20cm表土を剥ぎ取りして、ストックしておいて、取った後にその表土を戻すというような許可の条件になっております。これも確認しなければならぬと思っておりますので、委員さんにはご足労をおかけしますが、この黒土採取に関しては現地確認をすることになろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>外にございませんか。</p>
1 番 委 員	<p>1 番です。最後に終了した時点で、仮に不具合があった場合には、何か命令なり何かできるのですか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。許可権者が岩手県ですから、計画通り履行されていないとなると、岩手県の方から原状回復命令だとかそういうふうになりますので、これは大丈夫です。</p>
議長	<p>よろしいですか。外にございませんか。</p>
2 7 番 委 員	<p>27番です。質問が途中で終わってしまって、それぞれの委員の皆さんからの内容でみな周知したと思いますが、ただこの部分は、周辺への影響等だけの考え方ではなく、慎重に、黒土は貴重な財産ですので、特にも遠野地域に集中して入ってきているようですし、聞くところによると、仲介人的役割もしながらやっているというのも聞こえてこないわけでもありませんので、これから出る案件についても、そこら辺も十分憂慮して確認して対応していただきたいと思っております。</p>
議長	<p>休憩します</p>
議長	<p>再開いたします。 外にご意見等ございませんか。 （「なし」の声を確認）</p>
議長	<p>それでは発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 議案35号は原案のとおり可と決することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって議案第35号は原案のとおり可と決しました。</p>
議長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第36号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい。 議案第36号について説明いたします。 1 番、願出人、●●町、●●●●、●●町、495㎡。 現在の利用状況は、昭和●年に利用者の亡くなられたお父様が、居宅の一部として利用し現在に至っています。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町。</p>

6 番 委 員	はい。6 番です。委員 3 名でもって宅地であることを確認いたしております。
議 長	現地確認結果について説明がありました。これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 （「なし」の声あり）
議 長	発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第36号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声を確認）
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第36号は原案のとおり可と決しました。
議 長	ここで11時5分まで休憩にします。
議 長	再開します。
議 長	<b>【日程第5】</b> 日程第5、議案第37号、耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地判定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農 地 係 長	はい。議案第37号について説明いたします。 耕作放棄地の全体調査要領に基づきます耕作放棄地全体調査におきまして、遠野市長より農地・非農地の判定を求められております。ページは10ページのNo.1からめくって頂きまして最終の41ページのNo.402番まででございます。宮守町の宮守地区について、宮守町の農業委員3名と事務局とで現地を確認しました。その結果、非農地は380件、農地は22件となっておりますので、判定をお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問のある方は発言願います。
29 番 委 員	29番です。確認ですが、非農地にする前段として、農業者年金の経営移譲年金受給者のチェックはしてやっているのですか。
議 長	事務局。
農 地 係 長	はい。行っております。
29 番 委 員	はい。わかりました。
議 長	外にございませんか。
2 番 委 員	はい。
議 長	2番、どうぞ。
2 番 委 員	2番です。全体的に宮守ということですが、農地・非農地の面積はいくらくらいになったかお伺いしたいのですが。
議 長	事務局。
農 地 係 長	はい。今回の402件の中で、非農地になったものは、689,800㎡、68.9ha、農地になり

	ましたものは48,478㎡、4.8haであります。
議 長	よろしいですか。
3 番 委 員	はい。
議 長	3番委員。
3 番 委 員	3番です。農地になった部分で、畑として農地になったものと、田んぼとして農地になったものの面積はいくらですか。
議 長	事務局。
農 地 係 長	はい。農地になっているものは、畑がほとんどでございます。面積は、押さえておりません。
議 長	ほとんどが畑であり、若干田んぼということですね。
3 番 委 員	田んぼもありますね。わかりました。よろしいです。
1 4 番 委 員	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 4 番 委 員	14番です。かなりの件数で、現地確認された委員の皆さん、事務局の皆さん大変ご苦勞様でした。現地を確認した中で、いまいま非農地になったものもあれば、かなり前からそういう状態のものも見られたと思うんですけども、実際歩いて見て、かなり前から非農地化しているというのは、どのくらい前からと推測されますか。
議 長	事務局。いえ、確認委員からお願いします。
2 7 番 委 員	どのくらい前からという質問ですけども、宮守町は昭和47年に国土調査が終わっておりまして、その時点からの発生の部分が見直しされず、かなり残ってきおる現状でございます。従いまして、380件という件数なわけですけども、約70町歩近くは当時のまま原野化というか山林化された形で、特に開田した部分、山の畑的な部分がかなり山林化されてきておるといふ現状です。そういう実態を確認したわけです。
議 長	はい。
事 務 局 長	はい。議長。
議 長	はい。事務局
事 務 局 長	実は、昭和47年でしたか、転作というのが導入された、日本で。それまで、どんどん開田ブームで山側で水さえあれば、改良して水田にしてきたという、農地草地含めてですね。それがあったんですが、転作が導入された時からですね、山手がどんどん転作奨励金一時金をもらって、農地から山林、原野化に変身してしまっている。宮守町の場合は、そういう沢々がかなりあったという現状でして、農地というよりももう山林、立木が生えていて山林形状というところでありましたので、もう農地には復元は不可能というか、かなり難しいという判断での今回の案件であります。
議 長	はい。14番委員。

14番委員	はい。14番です。いまの話ですと、転作が進んだために、その開田した部分がかなり山林化しているという、昭和40年代からなってきたという、農業委員会直接ではないかもしれませんが、転作の確認なんかは毎年あるわけですけれども、そのような関係とはいままでどう経過してきたのでしょうか。
事務局長	はい。議長。
議長	はい。事務局。
事務局長	委員もご存じのことと思いますが、当時永久転作というものがありませんか。そういうふうなもので対応されてきたものと考えています。
議長	はい。よろしいですか。はい。14番委員どうぞ。
14番委員	永久転作ですと、じゃ、その時点で地目変更などはなかったんですか。
事務局長	はい。議長。
議長	はい。事務局どうぞ。
事務局長	地目変更までは、永久転作ですと何年ですか、いくらかの奨励金的なお金があったように思っていますが、地目変更までは義務付けていなかったように記憶しております。
議長	いずれこの当時の、附馬牛当たりも山になっているわけで、個々にあるわけですよ。今回宮守は大変面積が多かったということですからいろいろ質問があるわけですね。はい。27番委員。
27番委員	事務局長が言ったとおりなんですけど、当時の転作の関係については、あくまでも認める部分と認めない部分の転作があったわけですし、いまのような山林化されている部分は転作の該当の形にはならない形で転作の形をとったわけですし、ただその人はそれで良かったのかということになります。当時宮守の転作のあり方は、こういう手法をとっております。集落の中で、AさんBさんが転作の面積が不可能でも、集落全体の中で調整しておりましたので、AさんBさんが転作の面積カウントしなくても、CさんDさん集落全体の中で転作カウントした形で取扱いしたわけですので、いまのような部分は、転作の形にはとらない、転作関係は処理してきた現状です。
議長	この件で後は。はい。どうぞ。
27番委員	もうひとつ付け加えたいのですが、380件という件数ですね。正直言って、私と、鱒沢担当委員と前任者が新しく農業委員になった時点で、何期もやってる方はこういう件数は出さなかったようですが、前任者の受け持ち担当は千何件、私の方は八百何件という素直に表現して出した件数でありまして、その中から今年に限らず、去年も一昨年もその土地を確認しながらきたわけですから、現在は380件という件数になります。正直に出したのがこういう格好でございますので、皆さん違和感があると思うんですけども、逆に言えば私の方は当時、ある地区においては全体の中の4ヶ所しかないという、これ本当なのかなという感じでもとらえた部分もありますけれども、そういう経過もありましてですね、件数がかかりあった形の中から、こういうふうな対応をしたという部分を、私の認識の中では持っていましたので、よろしくお願ひします。
議長	はい。14番委員。
14番委員	14番です。委員の活動の中に、農家台帳調査というのがあるんですけども、本来1年に1回農家を回って確認して歩く業務があるんです。本来であれば、一度にこんなに

		<p>出ることがあってはいけないことだと思うので、一度に全部すっかり受け持ちのところを全部確認できるわけではないので、今後も農家台帳調査なんかは続く業務であると思うので、宮守に限らず各町ある程度精査して、見つけたところはちゃんと現状に合った台帳を見直すようなことが必要になると思いますので、検討をお願いします。</p>
議	長	<p>休憩いたします。</p>
議	長	<p>再開します。  外に、この件についてご意見ございませんか。  (「なし」の声あり)  発言が出そろったようですので質疑を終結し採決いたします。  お諮りいたします。  議案第37号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、議案第37号は原案のとおり決しました。</p>
議	長	<p><b>【日程第6】</b>  日程第6、議案第38号、遠野市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領等の制定についてを議題といたします。  事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長		<p>はい。議案第38号について説明いたします。  (以下「遠野市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領、遠野市農業委員会農地利用状況調査員設置要綱、遠野市農業委員会遊休農地の指導手続き規程」説明により記載省略)</p>
議	長	<p>農地パトロールの要領について、説明がありましたので、これより質疑に入ります。  質問のある方は発言願います。</p>
24番委員		<p>はい。</p>
議	長	<p>はい、どうぞ。</p>
24番委員		<p>24番です。7ページの9番の最後のところですけれども、所有権の移転の協議について、もう少しだけで話をしていただけませんか。</p>
議	長	<p>はい、事務局このことについて、わかりやすく説明願います。</p>
事務局次長		<p>はい、これはですね、通知をして、勧告を受けた者、利用権の届出が出ていない方が初の勧告を受けた方について、利用権の設定を行う場合に、その利用権の設定をする旨を通知しますということでございます。その通知を行ってから、利用権の設定に入るという前段階でございます。</p>
議	長	<p>よろしいですか。24番委員ご理解いただけましたか。</p>
24番委員		<p>いや、まだ、よくわからない。これは通知勧告を受けた方が、どのような状態に置かれるわけですか、ということを知りたいんですが。不利益を被るようなことがあるということはないのですか。</p>
事務局次長		<p>はい。勧告をしてですね、それでも勧告をしたことによって、有効利用が図れないという場合には、先程9番にありますような円滑化団体とか法人等に貸付けをするという</p>

	協議を始めますので、そのことが不利益という解釈であれば、不利益になると思いますけれども、いずれ貸付けを前提に指導を進めるという形になります。
議 長	はい、24番委員。
24番委員	それに従わなかった場合は、どうなるんですかということなんです。
議 長	はい、事務局答弁。聞き得なかった場合はどうするというところでございますが。
事務局次長	それでも、従わなかった場合はですね、都道府県知事に対して、この協議に係る所有権の移転についての調停を申し出る形になります。
議 長	24番委員、よろしいですか。
24番委員	いま話を聞いているとですね、調停を出すのはいいんですが、所有者は決まっていますよね。調停のいかに係わらずということ、有無を言わず岩手県にこれは取り行うということなんです。
事務局次長	調停をいたしますので、その調停の結果によっては、その次の段階に入ります。
24番委員	もう続きで、そうしますとですね、次に調停となる場合なんです、掛かる経費はどちらで持つということになるんですか。これは、国で極端に言えば都道府県ということなので、そちらで全部もってくれての調停なのか、調停に入った時にはどうなるんですかということをお聞きしたいんですが。
事務局次長	はい、岩手県知事に対します調停については、費用は掛からないというように解釈しています。県知事に対しての調停についてはですね。
24番委員	いや、市内でね、ここでやってる分には、出てきてくださいよという時は、まあ出てくることも可能でしょうが、遠くに行くということはないかと思いますが、そういう時の極端に言えば日当的な話ですよ。そういうことまでも、私達は知らないで、ただ進んで行って良いのかということ。
事務局次長	はい、それで実態につきましては、岩手県知事に調停を申し込むという形になりますが、調停の場所は盛岡市の県庁でなくても、農林土木センターの中とか、調停の実質的な事務はとれることになりますので、費用については私共も考慮しておりません。
議 長	休憩します。
議 長	再開します。 議案第38号の農地パトロールに関しては外にご意見ありませんか。
6番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。 休憩します。
議 長	再開します。 ただいま、さまざまなご意見をいただきました。質疑はここで終結いたしまして、採決をいたしたいと思っております。 お諮りいたします。 議案第38号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第38号は原案のとおり可と決しました。 以上で本日の議事日程は終了いたしました。</p>
議 長	<p><b>【協議事項】</b> 続きまして協議事項に入ります。協議第1号、平成24年度遠野市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）の実施についてを協議いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、協議事項の第1号でございます。 (以下、別紙「平成24年度農地パトロール予定表」説明により省略)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 これより協議に入ります。 質問のある方は発言願います。先程も大分意見が出ておりましたのでよろしいですか。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長、補足説明させてください。</p>
議 長	<p>事務局補足どうぞ。</p>
事 務 局 長	<p>この農地パトロールですが、特にも耕作放棄地の全体調査、赤、黄、緑の判定をするのには、複数の農業委員というふうになっておりますので、農業委員の数が2人の地区につきましては、1名でも欠けると調査結果が良というふうになりませんので、都合がつかない場合は、事前に事務局の方へご連絡をいただきたいこと、両人で調整をしていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上の補足がありましたので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それではこれにて質疑を終結いたします。 協議第1号、平成24年度遠野市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）の実施については、原案のとおりとすることといたします。</p>
議 長	<p>以上で本日の日程は終了いたしました。</p>
議 長	<p><b>【その他】</b> その他ございませんか。</p> <p>(農業委員の活動と事務処理について) (除染事業について) (耕作放棄地解消対策事業申請状況について)</p>
議 長	<p><b>【閉会】</b> 以上をもちまして第42回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 (午後12時23分閉会)</p>
	<p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成24年9月25日</p>

遠野市農業委員 22番\_\_\_\_\_

同 23番\_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_